

読谷村土地開発行為の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

改正後	改正前
別表 2 (第11条関係)	別表 2 (第11条関係)
(3) 予定建築物の高さが、 <u>都市計画法に基づき村が定める用途地域、地区計画若しくは景観地区又は景観法（平成16年法律第110号）に基づき村が定める景観計画の基準</u> 以下であること。	(3) 予定建築物の高さが <u>10m</u> 以下であること。
(4) <u>予定建築物の規模及び配置が開発区域周辺の建物等と過密又は狭隘となっていないこと。</u>	<u>(4) 予定建築物が過密、狭隘でなく建ぺい率50%以下であること。</u>
(7) 宅地分譲、分譲住宅の駐車場は画地内に <u>2</u> 台以上、共同住宅等については戸数分以上設置されていること。	(7) 宅地分譲、分譲住宅の駐車場は画地内に <u>1</u> 台以上、共同住宅等については戸数分以上設置されていること。
(8) <u>開発区域の各画地を10%以上緑化し、沿道緑化及び敷地内緑化に配慮していること。</u>	(8) <u>開発区域内の緑化については、沿道緑化及び敷地内緑化に配慮していること。</u>
<u>イ) 開発区域の地形が崖地でない、又は敷地境界が崖に面していないものであって、敷地における切土、盛土が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の技術基準を準用し、安定性及び安全性が確保されていることが確実であること。</u>	<u>イ) 地形等がほぼ平坦で敷地における切土、盛土の程度については、1,000㎡未満の敷地の場合平均50cm未満、1,000㎡以上の敷地の場合30cm未満で、且つ周辺隣接地との高低差が1m未満で安全性が確保されることが確実であること。</u>